

上越市規則第 33 号

上越市脱炭素経営支援（S B T 認定）補助金交付規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、脱炭素経営に取り組み、中小企業向け S B T 認定の取得により企業価値を向上させる市内の中小企業者等に対し、予算の範囲内で交付する上越市脱炭素経営支援（S B T 認定）補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不給付事業者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者
 - イ 政治団体
 - ウ 宗教上の組織又は団体
 - エ 暴力団（上越市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 2 4 年上越市条例第 3 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - オ アからエまでに掲げる者のほか、本補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が特に認めるもの
- (2) 中小企業者等 本市の区域内に主たる事務所又は事業所を置く中小企業向 S B T 認定の取得のために必要な要件を満たした企業をいう。
- (3) 脱炭素経営 事業活動における温室効果ガス排出量の削減に取り組むことを通じて、取引の継続、新規顧客の獲得、自社製品の付加価値の向上等を図り、もって経営リスクを低減するとともに成長の機会としていく視点を持った企業経営をいう。
- (4) 県補助金 新潟県中小事業者脱炭素経営支援事業補助金交付要綱（令和 7 年 5 月 1 3 日施行。以下「県要綱」という。）に基づき、中小事業者等に交付される補助金をいう。
- (5) S B T 県要綱第 2 条第 1 号に規定する温室効果ガス排出削減目標をいう。
- (6) 中小企業向け S B T 認定 県要綱第 2 条第 3 号に規定する認定をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各

号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 登録申請日の属する年度内において当該認証に係る県補助金の交付確定を受けたこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 不給付事業者ではないこと。

(登録)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助対象者としての登録を受けなければならない。

(登録申請等)

第5条 前条の規定により登録を受けようとする者は、市長が別に定める募集期間内に上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金交付対象者登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金の交付決定通知書の写し(募集期間内において、交付申請を行ったにもかかわらず、交付決定通知書が到達しない場合にあつては、当該交付申請書の写し)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、補助対象者の登録の可否を決定したときは、上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金交付対象者登録^{決定}通知_{却下}書（第2号様式）により通知するものとする。

(登録の取下げ)

第6条 前条第2項の規定により登録の決定を受けた者が、県補助金の申請を取り下げ、又は却下されたときは、上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金登録取下届出書（第3号様式）を速やかに市長に届け出なければならない。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、県補助金の交付確定額の3分の1（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者において、1回を限度とする。

(交付申請等)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、第5条第2項の規定による登録の決定のあつた日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金の交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市脱炭素経営支援（S B T）補助金交付^{決定}通知書（第5号様式）に^{却下}より通知するものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により当該補助金の交付の決定を取り消した場合で、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の経理に係る書類の保存）

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けた事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、それらの書類を補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金交付対象者登録申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住所（所在地）

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

次のとおり上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金の補助対象者として登録したいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

新潟県中小事業者脱炭素経営支援事業補助金の交付決定通知書の写し

3 申請者の概要

申請者名 （法人名）		
代表者名	（役職）	（氏名）
事業所所在地 （複数ある場合はすべて）	〒	
業 種	（日本標準産業分類の大分類）	（日本標準産業分類の中分類）
主な事業内容		
資本金の額	千円	
常時使用する 従業員数	人（うち、パート等 人）（交付申請時点）	
担 当 者 連 絡 先	所属	
	氏名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

4 補助事業の内容

目的、背景	
概要	
見込まれる効果	
スケジュール	

5 委託事業者の概要

①委託(予定)事業者名称	
事業所所在地	〒
②委託(予定)事業者名称	
事業所所在地	〒

6 補助対象経費の内訳

区分	補助対象経費	補助金の額	備考
業務委託費用	円	円	
申請費用及び海外送金手数料	円	円	
その他 ()	円	円	
合計	円	円	

7 同意及び誓約事項

各項目の該当する□にレ点を記入してください。

項目	確認欄	
	はい □	いいえ □
申請者は、中小企業向けS B T認定の対象となる要件を満たしています。	はい □	いいえ □
上越市内に主たる事務所又は事業所を置いています。	はい □	いいえ □
上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金の交付審査のため、 課の職員が当方の市税の納税状況について調査し、又は確認することに同意します。	はい □	いいえ □
規則第2条第1号に規定する不給付事業者には該当しません。	はい □	いいえ □
補助対象経費は、新潟県中小事業者脱炭素経営支援事業補助金以外の交付を受けておらず、また、受ける予定はありません。	はい □	いいえ □
上越市が実施する施策に関する調査等に協力する意思があります。	はい □	いいえ □

上記事項の同意及び誓約の内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

住所： _____

名称及び代表者氏名： _____

第2号様式（第5条関係）

上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金交付対象者登録
決定
通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付で申請のあった上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金
と お り 決 定
交付対象者の登録について、次の したので通知します。
理由により申請を却下

決 定	登 録 番 号	第 号
	交 付 申 請 予 定 額	円
却 下	理 由	

第3号様式（第6条関係）

上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金登録取下届出書

（宛先）上越市長

年 月 日

申請者 住所（所在地）

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

登 録 番 号 第 号

年 月 日付けで登録された上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金
について、次の理由により取り下げたく届け出ます。

取下げの理由	
--------	--

第4号様式（第8条関係）

上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住所（所在地）

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

登 録 番 号 第 号

次のとおり上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金の交付を受けたいので申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

新潟県中小事業者脱炭素経営支援事業補助金の交付確定通知書の写し

3 事業実施内容

(1) 目的、背景	
(2) 概 要	
(3) スケジュール	
(4) 事業実施による効果	
(5) 今後の取組予定	

※ (1)から(3)については、事業登録時と変更がある項目のみ記入ください。

4 補助対象経費の内訳

区分	補助対象経費	補助金の額	備考
業務委託費用	円	円	
申請費用及び 海外送金手数料	円	円	
その他 ()	円	円	
合計	円	円	

5 同意及び誓約事項

各項目の該当する□にレ点を記入してください。

項目	確認欄	
	はい	いいえ
申請者は、中小企業向けS B T認定の対象となる要件を満たしています。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
上越市内に主たる事務所又は事業所を置いています。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金の交付審査のため、課の職員が当方の市税の納税状況について調査し、又は確認することに同意します。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
規則第2条第1号に規定する不給付事業者には該当しません。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
補助対象経費は、新潟県中小事業者脱炭素経営支援事業補助金以外の交付を受けておらず、また、受ける予定はありません。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
上越市が実施する施策に関する調査等に協力する意思があります。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>

上記事項の同意及び誓約の内容は、事実と相違ありません。

これに反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

年 月 日

住所： _____

名称及び代表者氏名： _____

第5号様式（第8条関係）

上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金交付 決定 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで交付申請のあった上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金について、次のとおり決定したので通知します。
理由により申請を却下

	交付決定額	円
決定	交付条件	1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとする。 2 上越市脱炭素経営支援（S B T認定）補助金交付規則に従うこと。
却下	理由	